

行政文書開示請求書

平成29年 8月 9日

防衛大臣殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

別紙のとおり

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ()

別紙のとおり

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

別紙のとおり

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに〇印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

〈実施の方法〉 ①閲覧 ②写しの交付 ③その他 ()

〈実施の希望日〉

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (一件 300円)	収入印紙 200円	収入印紙 100円	ください。	受付 (受付印) 7.8.10 防衛省情報公開窓口
----------------------	--------------	--------------	-------	------------------------------------

*この欄は記入しないでください。

担当	所属	
	氏名	電話番号
備考		

請求受付番号：2017.8.10-本本B641

第1 請求者

1 請求者

弁護士 佐藤 博文



2 事務所所在地

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 北海道合同法律事務所

3 電話 011-231-1888 / FAX 011-231-3444

第2 請求に対する行政文書

1. 北部方面隊に所属した自衛隊の自死者について、つぎの内容を示す文書。

- ① 2001年から2016年における各年度毎
- ② 別紙所属駐屯地毎の人数
- ③ 自死者の年齢
- ④ 未婚・既婚の別

北部方面区[編集]

第2警備地区

(北海道)^[1]

名寄駐屯地 (名寄市)

稚内分屯地 (稚内市)

礼文分屯地 (礼文郡礼文町)

留萌駐屯地 (留萌市)

遠軽駐屯地 (紋別郡遠軽町)

旭川駐屯地 (旭川市)

沼田分屯地 (雨竜郡沼田町)

近文台分屯地 (旭川市)

上富良野駐屯地 (空知郡上富良野町)

多田分屯地 (空知郡上富良野町)

第5警備地区

(北海道)^[2]

美幌駐屯地 (網走郡美幌町)

別海駐屯地 (野付郡別海町)

釧路駐屯地 (釧路郡釧路町)

標津分屯地 (標津郡標津町)

羅臼分室 (目梨郡羅臼町)

帯広駐屯地 (帯広市)

足寄分屯地 (足寄郡足寄町)

鹿追駐屯地 (河東郡鹿追町)

第7警備地区

(北海道)^[3]

北千歳駐屯地 (千歳市)

東千歳駐屯地 (千歳市)

北恵庭駐屯地 (恵庭市)

南恵庭駐屯地 (恵庭市)

島松駐屯地 (恵庭市)

日高分屯地 (沙流郡日高町)

安平駐屯地 (勇払郡安平町)

早来分屯地 (勇払郡安平町)

白老駐屯地 (白老郡白老町)

幌別駐屯地 (登別市)

静内駐屯地 (日高郡新ひだか町)

第11 警備地区

(北海道)

岩見沢駐屯地 (岩見沢市)

札幌駐屯地 (札幌市中央区)

丘珠駐屯地 (札幌市東区)

滝川駐屯地 (滝川市)

美唄駐屯地 (美唄市)

真駒内駐屯地 (札幌市南区)

俱知安駐屯地 (虻田郡俱知安町)

函館駐屯地 (函館市)

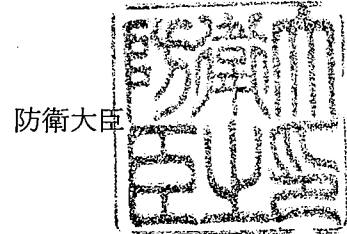
苗穂分屯地 (札幌市東区)



防官文第14882号
平成29年10月6日

行政文書開示決定通知書

佐藤 博文 殿



平成29年8月9日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称
別紙のとおり

2 不開示とした部分とその理由

上記1の文書における表中、項目並びに「連番」及び「No.」の列のそれぞれ一部を除く部分については個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額※
電磁的記録16ファイル（用紙に出力した場合、A4判用紙37枚（うちカラー1枚））	①用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円	200円 (実支払い額 0円)
	②専用機器により再生したものの閲覧	1ファイルごとにつき410円	6,560円 (実支払い額 6,260円)
	③用紙に出力したものの交付（白黒）	用紙1枚につき10円	370円 (実支払い額 70円)
	④用紙に出力したものの交付（カラー）	用紙1枚につき10円及びカラーについては用紙1枚につき20円	380円 (実支払い額 80円)
	⑤CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額	3,460円 (実支払い額 3,160円)

※ 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。（ただし、1開示請求につき300円を限度とし

ます。)詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

注 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成29年10月23日(月)～平成29年11月22日(水)09:30～17:00

(12:00～13:00及び土、日、祝日、年末年始を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね10日までに発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ③④ 250円、⑤ 140円

* 開示請求受付日：平成29年8月10日

補正期間：なし。

開示決定日：平成29年10月6日

請求受付番号：2017.8.10-本本B641

連番	開示する行政文書の名称
1	H13
2	平成14年度自殺者一覧表(14.4.1~15.3.31)
3	平成15年度自殺者一覧表(15.4.1~16.3.31)
4	平成16年度自殺者一覧表(16.4.1~17.3.31)
5	平成17年度自殺者一覧表(17.4.1~18.3.31)
6	平成18年度自殺者一覧表(18.4.1~19.3.31)
7	平成19年度自殺者一覧表(19.4.1~20.3.31)
8	平成20年度自殺者一覧表(20.4.1~21.3.31)
9	平成21年度自殺者一覧表(21.4.1~22.3.31)
10	平成22年度自殺者一覧表(22.4.1~23.3.31)
11	平成23年度自殺者一覧表(23.4.1~24.3.31)
12	平成24年度自殺者一覧表(24.4.1~25.3.31)
13	平成25年度自殺者一覧表(25.4.1~26.3.31)
14	平成26年度自殺者一覧表(26.4.1~27.3.31)
15	平成27年度自殺者一覧表(27.4.1~28.3.31)
16	平成28年度自殺者一覧表(28.4.1~29.3.31)

H13

調査事項		調査日		調査場所		調査者		調査内容		調査結果		調査備考		調査承認		調査実施	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108

